

日タイ経済連携協定原産地証明取得セミナー

2007年11月1日に発効した、日タイ経済連携協定(JTEPA)に基づく繊維製品の原産地証明書に関するセミナーが、日本繊維輸入組合の主催で10月17日に東京で、18日に大阪で開催されました。セミナーには、タイ国政府商務省の外国貿易局より講師として担当官2名が招聘され、タイでの原産地証明書の取得について説明がなされました。セミナーの詳細は配布資料を参照下さい。

<日タイ経済連携協定 JTEPA を使ってタイ製衣料品を輸入する場合のポイント>

①布帛製衣料品・ニット製衣料品にタイ・日本・アセアンで製織・編立された加工生地が使用されていること。製織・編立用の糸は輸入糸でも構わない。セーター類・靴下類も輸入糸でも構わない。

②タイ商務省認定の FORM JTEPA が日本の税関に提示されること。日本・アセアン製の生地には日本・アセアンの原産地証明書も必要で、日本の原産地証明書は JTEPA 規則に基づくものが必要。(JTEPA 規則に基づく日本の原産地証明書の詳細は日本商工会議所にお問い合わせ下さい。)

③商品がタイから日本に直接輸送されること。

④11月1日に既にタイから船積みされており、日本に輸送中又は一時蔵置されている商品は、遡及発給された原産地証明書を提出すれば、関税が免除される。*

*補足：訴求発行は2ヶ月まで。11月1日以降に日本で通関される商品から関税措置の対象となる。

⑤タイ山間部で行われる手織り・自然染色・手縫いについてもタイ商務省で把握でき、原産地証明書の認定はできる。

⑥非原産材料(第三国から輸入された部分品)の重量の合計が商品の重量の10%以下の場合は、これらの非原産材料は考慮しなくてもよい。

⑦タイで原産地証明書を取得するためには、輸出業者はタイ商務省に工場許可書・事業登録・法人許可証などの文書を用意し原産地証明書の取得のための登録をする。輸出時には、製造工程、生産コスト、商品価格の詳細など事前審査に必要な内容を商務省にインターネットで報告し、原産地証明書を申請する。原産地証明書には記載内容に誤りがないこと、確かにタイ製であること、JTEPA に則った日本向けであることを輸出業者が宣誓しなければならない(FORM JTEPA の第11項目)。その内容に虚偽があった場合は、登録取り消し・罰金などが科せられる。

⑧タイ製衣料品の輸入商談の際には、生地がどこで製織・編立されたか、輸出業者が原産地証明書を取得する登録を済ませているかを確認することが肝要である。